

## 犯罪被害者等への援助・支援制度と連絡先

援助・救済制度	内 容	連 絡 先
犯罪被害者等給付金制度	<p>故意の犯罪行為(殺人や傷害など)によりお亡くなりになった被害者の遺族の方や身体に障がいが残った被害者の方、ケガなどをされて入院や通院をしなければならなくなった被害者の方が、加害者から十分な損害賠償を受けることができなかった場合等において、国が給付金を支給する制度です。</p> <p>・遺族給付金 ・重傷病給付金 ・障がい給付金</p>	<p>大分県警察本部 広報課 097-536-2131</p>
犯罪被害遺児育英制度	<p>(財)犯罪被害救援基金が、社会連帯共助の精神を基盤として、殺人罪や傷害罪などの生命及び身体を害する故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げ、又は重度障がいを受けた者の子弟のうち、経済的理由により修学が困難な方に対して、奨学金又は学用品費の支給、生活の指導及び相談などを行うものです。</p> <p>詳しくお知りになりたい方は、最寄りの警察署、又は基金事務局にお尋ねください。</p>	<p>(財)犯罪被害救援基金 03-3595-2006</p> <p>相談コーナー 03-3595-2007</p> <p>FAX 03-3595-2009</p>
暴力団犯罪に関する訴訟支援制度	<p>(1)暴力団員を相手とした民事訴訟の支援活動・事務所撤去訴訟や損害賠償請求訴訟にかかる裁判手続き費用などの無利子貸付(条件あり)</p> <p>(2)暴力団員による不当な行為の被害者に対する見舞金の支給(条件あり)</p>	<p>(公益財団法人) 暴力追放大分県民会議 097-538-4704</p>
税法上の支援制度	<p>配偶者と死別された場合や、犯罪の被害に遭われた場合などには、次のような所得税が減額される「所得控除」の制度があり、税法上の救済が認められることがあります。</p> <p>(1)寡婦(夫)控除 (2)医療費控除 (3)障がい者控除 (4)雑損控除</p>	<p>各税務署</p>
福 祉 制 度	<p>ひとり親家庭となった方に対しては、児童扶養手当、医療費助成(各市町村)や母子福祉資金(福祉事務所)などの各種の福祉制度があります。</p> <p>また、犯罪被害により、働くことができなくなり、収入がなくなったり、少なくなったため生活に困っている人に対しては、困窮の程度に応じて、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助等の必要な保護を受けることができる生活保護制度があります。(福祉事務所)</p>	<p>・各市町村のひとり親福祉担当課</p> <p>・福祉事務所</p>